

新潟県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第29号**

新潟県核燃料税条例の施行期日を定める規則

新潟県核燃料税条例（令和元年新潟県条例第2号）の施行期日は、令和元年11月15日とする。